

消費税引上げ分に係る地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途について

地方消費税交付金のうち、平成26年4月の消費税率引上げによる増収分については、社会保障施策に要する経費に充てることとされています。

本市では、下記のとおり、消費税引上げ分に係る地方消費税交付金を、すべて社会保障施策に要する経費に充てています。

【平成28年度当初予算】

(単位:千円)

経費区分		主な事業	対象経費	特定財源	一般財源	うち引上げ分の 地方消費税交付金
款	項					
民生費	社会福祉費	障害者福祉、高齢者福祉などに関する事業 国民健康保険、介護保険などの社会保険事業	11,557,744	3,951,733	7,606,011	697,980
	児童福祉費	こども医療費の助成、児童手当の支給、保育所や 児童館の運営などの児童福祉に関する事業	8,692,768	5,484,209	3,208,559	294,440
	生活保護費	生活保護事業	4,234,300	3,223,160	1,011,140	92,789
衛生費	保健衛生費	がん検診、予防接種、母子保健などの保健衛生に 関する事業	1,374,787	123,894	1,250,893	114,791
合 計			25,859,599	12,782,996	13,076,603	1,200,000

*「地方消費税交付金」とは、国が徴収した消費税の一部が地方自治体に交付されるものです。「引上げ分に係る地方消費税交付金」とは、消費税が5%から8%に引上げられた際に、そのうちの地方消費税分も1%から1.7%に引上げられたもので、平成28年度の本市の引上げ分は、12億円となります。

*「対象経費」には、事務費、人件費等は含んでおりません。

*「特定財源」とは、国や県から使い道が決められて交付される補助金(国県支出金)や、サービス利用者からの負担金などです。

*「対象経費」から、この「特定財源」を引いた残りが「一般財源」となります。

この一般財源(約130億7千万円)に、引上げ分の地方消費税交付金(12億円)をすべて充てています。

なお、引上げ分の地方消費税交付金のそれぞれの額は、経費区分の「項」ごとの一般財源の比率により、あん分して充当しています。